

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和8年1月15日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり

太田 修	尾上 昭則	出射 實	由喜門 尊
藤原 由果	宇津木 康文	石黒 五月	藤原 和正
大森 茂利	久山 英之		

欠席委員

宮本 英美

4. 農地利用最適化推進委員

山本 昌明	服部 千敏	松本 英樹	高田 和之
時實 乙伊	山崎 徹	大河原 律夫	佐藤 辰也
岡崎 浩	田中 伸五	正富 清人	吉田 宏
山内 桂三	小西 健文	大森 幹男	福池 正美
時岡 加卓	大森 文生	山本 祐章	久米 啓之

5. 議事に参与した者

事務局 青木 潔

事務局 藤原 将也

事務局 宗平 莉衣

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進
計画(案)について

そ の 他

- 事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
これより令和7年度瀬戸内市農業委員会、第10回の総会をはじめます。
- 議長(会長) (あいさつ)
- 事務局 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。なお、農業委員 宮本 英美 委員から欠席届が出ていることを報告します。
それでは、以降の議事の進行につきましては藤原会長、よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に宇津木 康文 委員、久山 英之 委員よろしくお願ひします。それでは議題に入ります。まず第1号議案でございますが、第1号議案が二件に分かれておりまして、保留分、昨年7月15日の総会で保留になっているため、この案件について、先に事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、資料の1頁をご覧ください。第1号議案農地法第3条許可申請、第4回令和7年7月15日、総会保留分についてです。
【1番案件～15番案件について、議案資料に基づき説明】
以上で、第4回令和7年7月15日総会保留分についての説明を終わります。
- 事務局 はい、失礼いたします。私の方から、補足説明を少しさせていただきます。令和7年7月総会で保留となっておりました本案件の経緯とその後の対応、および今回の審議内容について、説明申し上げます。まず、本件の保留経緯といたしましては、令和7年7月総会において、農地法第5条許可を受け、営農型太陽光発電事業を実施していた一部のほ場において、適切な管理が認められなかったことから、許可保留とし、当該ほ場の改善、および事業者の管理体制において是正を求めていたところです。その後の事業者の対応については、是正が必要なほ場の担当地区推進員や、当事務局からの改善指導、また、事業者との協議などを重ね、本日ほ場のお写真までは用意しておりませんが、現在はほ場改善、そして管理体制の是正が図られ、担当地区委員におかれましても現地を確認いただいているところです。具体的には、昨年行った営農型太陽光発電の設置にかかる地域協議の場の中でも話が出ましたが、各ほ場の年間管理計画や、連絡体制および連絡先の明示をしてくださいといった求めに対し、本日参考にはなりますが、皆様の机前にお配りしている通りの内容で、事業者が定めております。また今後、農業委員会許可による事業費の拡張が行われた場合においても同様の対応を行うとともに、個別で生じた課題や問題点については、随時適切に対応する旨、営農事業者および発電事

業者から聞き及んでおり、事務局といたしましても、当然の対応と強く求めているところです。以上を踏まえまして、改善対応が見られたものと判断し、本日の1月総会で再度議案上程をさせていただきました。委員の皆さまには改めてご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。事務局からは以上です。

議長 先ほど事務局からの説明がございましたように、この譲受人が、多くの農地を買っており、農地の管理が行き届いてないというような地区がございました。その件について案の通りに協議をいたしまして、懸案事項の解決をされ、今回この保留分が提出されたという経緯を至っております。事務局の説明が終わりました。この件について、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見なし)

ご意見ないようですので、続いて採決に入ります。第4回令和7年7月15日の総会で保留となりました農地法第3条許可申請の保留分について、許可をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 賛成多数ということで、承認します。続いて第1号議案 農地法第3条許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 【1番案件～11番案件について、議案資料に基づき説明】
以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。

山本委員 1番案件について、山本委員より説明をお願いします。

山本委員 1番案件について説明させていただきます。譲受人は、譲渡人の農地を借りて作られています。周りの農地も耕作しており、草の管理、土地の管理をされていて、支障ないと思いますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 続きまして、2番案件から4番案件について、松本委員より説明をお願いします。

松本委員 この2筆ありますけど、この農地は完全に耕作放棄地状態であり、譲受人が、2年程の前に移住され、開墾されて、今現在イチジクの栽培をされております。当初は譲渡人からお借りしている土地ですけど、今回、取得したいということです。毎日、畑に出られていますし、問題ないと思います。続いて3番案件ですが、こちらも現在譲受人の方で、お借り

して耕作している農地になります。今回譲渡人の方で、今後農業をする予定もないので、買い取っていただきたいということで、話がまとめました。問題ないと思います。4番案件です。これは譲渡人が元々、乳牛の飼育されていたが、辞められて10数年になると思います。一部の土地は現在も譲受人や他の方がお借りしているところもあるようですが、今回も譲渡人が、一括して全ての農地とか牧場を、譲りたいということで、譲受人にお聞きになられたようです。譲受人も手広くされていますので、特に問題はないと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、5番案件から8番案件について、岡崎委員より説明をお願いします。

岡 崎 委 員 5番案件と6番案件は関連があるので、一緒に説明します。譲渡人は、叔父と甥の関係にあります。また、土地については、譲渡人のお父さんの実家が隣接しています。どちらも譲渡人の方が、遠方に移住しているので、宅地を含めて管理ができないので、その売却の農地を兼ねて希望しておりました。また譲受人は、昨年、5番案件の譲渡人の農地に挟まれている農地を購入しており、譲受人と譲渡人の間で売買の話がまとまったようです。また7番案件ですけど、譲受人は、譲渡人の農地の両隣を持っておりまして、以前より農地を耕作していました。譲渡人も高齢になって、将来自分が管理できないことも含めて、譲受人との話がまとまったそうです。次は8番案件ですけど、当該農地の譲渡人の実家が隣にあります。宅地はもう10何年、空き地のままで、譲受人がその土地を購入するようになったのですが、果樹とか菜園をしたいとのことで、古民家を探していました。不動産屋が、仲介で入って、その物件を気に入って、農地も一緒に話がまとまったそうです。問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、9番案件、10番案件について、大森委員より説明をお願いします。

大 森 委 員 9番案件と10案件をご説明いたします。譲渡人は去年8月にお父さんが亡くなり、相続をしましたが、本人は岡山市に在住しております。管理が行き届かないということで、9番、10番の譲受人と話がまとまったものでございます。問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、11番案件について、時岡委員より説明をお願いします。
時 岡 委 員 11番案件ですけれども、譲受人は大型農家です。今回譲り受けをしようとしている畑の隣に乾燥調整施設を建てております。周りにちょっと問題があったら困るので、その土地を取得したいということから前から要望していましたが、今回譲受人に話をしたところ、それはよろしいよという話になったので、もう譲渡人もこっちの方には帰ってこないと

というようなことから、残りの畑、宅地も含めて買ってもらえないでしょうかという話があって、双方でまとまりました。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりました。それでは、ただいまの第1号議案 農地法第3条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から11番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。続きまして、第2号議案 農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 【1番案件について、議案資料に基づき説明】
以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、時岡委員より説明をお願いします。

時 岡 委 員 今回申請が上がっている土地の隣に、宅地がありますが、宅地は娘夫婦が住まれておまして、現在駐車場としてありますが、十分に停められないということで、お父さんの土地を駐車場にしてもらって利用する予定です。周りの環境につきましても、下に用水路が通っていますが、十分対応されるということです、特に問題ないと思われしますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第4条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第4条許可申請の1番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ということで、承認します。続きまして、第3号議案 農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 【1番案件について、議案資料に基づき説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大河原委員 ご説明いたします。譲受人は、この地区に対して飲食店を予定とのことで、山田庄地区の担当役員さんともお話をしまして、別に問題ないということです。近隣に住宅地ありません。東側に河川も入っていますが、山側の地区の担当役員の方も別に問題ないということで、先般現地も確認いたしました。問題ないと考えられます。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、ただいまの第3号議案 農地法第5条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地法第5条許可申請の1番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ということで、承認します。続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案資料、9頁をご覧ください。

【第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画(案) 議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 ただ今の第4号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、報告承認とします。
審議は終了いたしました。その他の項目に入らせていただきます。事務局からお願いします。

事務局

今後の総会の予定について、令和7年度2月の通常総会は、2月17日火曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。

3月の通常総会は、3月18日水曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。事務局からは以上です。

議長

他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和8年1月の総会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和8年1月15日

議長 藤原和正

署名委員 宇津木康文

署名委員 久山英之